

相続税評価の原則

POINT

- ①相続税・贈与税における財産評価の原則は、「時価」です。
- ②評価の簡便性・安全性などの理由から、実際の財産評価は財産評価基本通達に基づいて行われますが、課税の公平性が損なわれる場合には「時価」で評価することになります。

1 時価評価

相続税・贈与税の税額を算出する場合、相続財産・贈与財産の価値を算定しなければなりません。相続財産の評価額は原則「時価」によることとされています。この時価は、相続であれば相続発生日の時価であり、贈与であれば贈与日の時価になります。

2 財産評価基本通達

相続税・贈与税における財産評価の原則は時価ですが、納税者が各種の財産の時価を容易に的確に把握出来ない場合もあります。

そこで、国税庁は、財産評価基本通達において財産の種類ごとの評価方法を定め、税務行政の取扱いを統一しこれを公開しています。実際の財産評価では、この財産評価基本通達に基づき評価を行います。

ただし、財産評価基本通達に基づき財産評価を行うと、逆に課税の公平性が損なわれるような場合には、原則に戻って時価により評価することになります。